『あいさつ・声かけの風景』の 「川柳」コンクール 募集要領

【趣旨】

「あいさつ・声かけ運動」を広く町民の皆様に知っていただくとともに、あいさつの大切さやあいさつを交わすことの楽しさについて考えるきっかけとなるよう、「あいさつ・声かけの風景」の「川柳」を募集します。

１　応募対象者

川越町に在住、在勤、在学の方

２　募集内容

あいさつに対する思い、あいさつの風景やあいさつにまつわる楽しいエピソードなどの作品。



申込フォーム

３　応募方法

①応募用紙の提出または申込フォームから応募してください。

②原則として「５・７・５」の17音とします。

③郵送、ＦＡＸでの応募を可とします。

④募集要領、応募用紙は、川越町教育委員会事務局生涯学習課（あいあいセンター１階）窓口または「川越町ホームページ」<https://www.town.kawagoe.mie.jp/>　＞『あいさつ・声かけ運動』の「川柳」募集からダウンロードしてご利用ください。所定の用紙以外でも応募いただけますが、作品（川柳）、作品についての一言、住所、名前（ふりがな）、年齢、電話番号を記入してください。

４　注意事項

１人3作品までとし、自作で未発表のものとします。著作権などのすべての権利が応募者に帰属するものに限ります。（小中学校の取組みで提出した場合、合計で３作品を上限とします。）

５　応募先

　　川越町教育委員会事務局生涯学習課　〒510-8123　三重郡川越町大字豊田一色314

　　受付時間は、午前8時30分から午後５時まで【土日祝可】

　　ＴＥＬ（059）366-7140　　ＦＡＸ（059）364-4813

６　募集期間

令和７年８月1日（金）午前8時30分から令和７年９月５日（金）必着とします。

７　作品の表彰

応募のあった作品の中から選考のうえ、最優秀賞１点、優秀賞・入賞数点を決定し、令和７年11月3日（月・祝）開催予定の文化発表会において表彰します。

８　応募作品の使用

作品の著作権は応募者に帰属しますが、使用権は川越町が有するものとし、川越町ホームページ、広報等「あいさつ・声かけ」運動のＰＲのために使用します。

９　その他

①応募作品は返却しません。

②応募作品に係る個人情報については、応募事業の記録、作品の審査・発表、受賞者の公表・表彰、応募状況の集計以外の目的で使用することはありません。

【問い合わせ先】

　　　川越町教育委員会事務局生涯学習課　〒510-8123　三重郡川越町大字豊田一色314

　　　ＴＥＬ（059）366-7140　　ＦＡＸ（059）364-4813